登米市公告第118号

一般競争入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月13日

登米市長　熊谷　康信

１　入札に関する事項

（１）業　務　名　　登米市北部学校給食センター調理業務等委託

（２）履 行 場 所　　登米市中田町石森字蓬田　地内

（３）履 行 期 限　　令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

（４）業 務 概 要　　北部学校給食センターの調理業務等
(1)工程計画、衛生計画等の作成業務（作業工程表、作業動線図）
(2)検収業務
(3)調理業務
(4)保存食の保存
(5)配缶業務
(6)給食の配送業務
(7)洗浄・殺菌業務
(8)ボイラー運転管理保守点検業務
(9)施設の保守点検管理業務
(10)除害施設日常点検業務
(11)食材及び薬品の保管と管理
(12)残渣・厨芥処理業務
(13)施設、設備の清掃及び日常点検
(14)上記に付帯するその他必要な業務

（５）入 札 方 法　　一般競争入札（郵便又は持参による入札書の提出）

２　入札の場所及び日時

開　札　　令和8年11月5日（木）午前10時30分　　登米市役所迫庁舎 契約検査室

３　その他入札情報については、下記場所に備え置いて閲覧に供する。

登米市公告第118号　一般競争入札公告に係る閲覧場所

登米市役所迫庁舎 契約検査室　　登米市迫町佐沼字中江二丁目６番地１

登米市電子入札ポータルサイト　入札情報公開システム

登米市公告第118号

４　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程第８条及び第９条の規定に基づく、有資格者で開札日において次の要件を満たしていること。

登録業種	「給食関係」部門の学校等給食調理業務に登録があること。
事業所の所在に関する条件	宮城県内に本社（本店）又は支社（支店・営業所）を有する業者であること。
実績に関する条件	１日1,000食以上を提供する学校給食施設における調理業務の実績を３年以上有すること。
資格者の配置に関する条件	なし
その他	「一般競争入札公告事後審査方式共通事項」に示すとおりとする。 （登米市ホームページに掲載）

担　当　課		電　話　番　号	所　在　地
入 札 担 当	契約検査室	TEL　0220-22-2097 FAX　0220-22-2433	登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
発 注 担 当	教育委員会　北部学校給食センター	TEL　0220-34-2140 FAX　0220-34-2140	登米市中田町石森字蓬田315-2

５　入札日程

手　続　き　等	期間・期日・期限	場　所　等
設計図書等の閲覧	令和8年10月13日　（火）から 令和8年11月4日　（水）まで	登米市役所 契約検査室及び 登米市電子入札ポータルサイト
質問書の受付	令和8年10月13日　（火）から 令和8年10月23日　（金） 午後04時00分 まで	電子メールにより提出 契約検査室メールアドレス keiyaku@city.tome.miyagi.jp
回答書の閲覧	令和8年10月13日　（火）から 令和8年11月4日　（水）まで	登米市電子入札ポータルサイトの閲覧

入札書提出受付（１回目）	令和8年11月4日　（水） 午後05時00分 まで	郵便又は持参により提出
開札（１回目）	令和8年11月5日　（木） 午前10時30分 から	登米市役所迫庁舎 契約検査室
入札書提出受付（２回目）	令和8年11月11日　（水） 午後05時00分 まで	郵便又は持参により提出
開札（２回目）	令和8年11月12日　（木） 午前10時30分 から	登米市役所迫庁舎 契約検査室
入札参加資格確認資料の提出	１回目又は２回目開札日の翌日	電子メールにより提出
開札結果の公表	契約締結後	登米市役所 契約検査室及び 登米市電子入札ポータルサイト

※契約検査室での閲覧については、土日及び祝日を除く午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）とする。また、入札情報公開システムの取扱については、登米市ホームページのとおりとする。

6　入札の無効

（１）登米市契約規則第16条、登米市郵便等入札実施要領第９条の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（２）落札候補者が入札期日以降落札決定までの間に、入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該落札候補者のした入札は、効力を失う。

7　その他

（１）入札回数は、２回を限度とする。１回目の入札で落札者が決定しないときは、２回目の入札を行う。その際は入札者全員（無効又は失格を除く。）に２回目の入札がある旨をＦＡＸで通知する。

（２）資本関係又は人的関係がある会社が同一の入札に参加することについては、公正な入札が阻害されるおそれがあるため、実行のある競争の確保の観点から入札参加を制限する。